

団体名：連合北海道胆振地域協議会  
連合北海道苫小牧地区連合  
回答日：平成 31 年 3 月 13 日

## 要望書（回答）

### 1. 地域における雇用対策の拡充

#### (1) 地域における雇用対策推進体制の確立

① 2015 年 12 月に行政と経済団体、労働団体による地方版「政労使会議」、正式名称「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置された。共同宣言では、雇用環境の改善に向けて、1)長時間労働を抑制するための「働き方改革」、2)非正規労働者の正社員転換・待遇改善、3)女性の活躍、4)魅力ある雇用機会の創出の 4 点の推進に取り組んでいる。

貴市においては共同宣言に賛同を表明したうえで、これらの具現化に向けて、地元の経済・産業関係団体や労働団体、関係行政機関等により構成する地域雇用ネットワーク会議や「地域づくり連携会議」などを拡充し、胆振総合振興局を中心に、各市町村、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

#### 【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市においては、平成 28 年度策定した「～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン」（特定事業主行動計画）に基づき、女性の活躍推進のためのメンター制度の施行実施や、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種研修の実施などの取組を進めています。また、平成 29 年 7 月に共同宣言へ賛同を表明しており、今後もより一層女性活躍や働き方改革の推進に向けた取組に努めてまいります。

#### （産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、「胆振地域雇用ネットワーク会議（東地域）」に参加し、地域独自の雇用創出に向けた取組や、若年者などの就業支援、離職防止に対する取組、働き方改革や両立支援に向けた取組など、地域の企業と労働者を取り巻く諸課題への対応について、地域の関係機関が連携した取組を検討・推進しております。

また、若者・女性の活躍促進や早期離職の防止を図るため、就業支援事業や採用力・魅力創造支援事業に取り組んでおります。

さらに、有期雇用者の無期転換ルールの周知を進め、非正規労働者の正社員転換や処遇の改善などを促進してまいります。

今後も、市独自の雇用対策を充実させるとともに、地域の関係機関と連携し、様々な雇用課題に対応してまいります。

- ② 北海道労働政策協定に基づき、失業率が相対的に高い若年層に向けて、国と道、各市町村が連携し、ジョブカフェやわかものハローワークといった就職支援施設や職業訓練メニューの充実・強化と周知をはかること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、人材確保に苦慮している建設業への入職促進と職場定着を図る若者人材育成事業を実施しており、就労を目指す若者が職場実習等を通じ、自分に合ったやりがいを感じられる職業を見つけることにつながっております。

今後もハローワークや苫小牧地域職業訓練センター運営協会などの関係機関と連携し、就業支援の充実に努めてまいります。

(2) 若年者の早期離職防止

- ① 中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。「若者雇用促進法」に基づき、ア.新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供義務化、イ.公共職業安定所における一定の労働関係法令違反の求人者について新卒者申込みの不受理、ウ.若者の採用・育成に積極的な中小企業(従業員規模 300 人以下が対象)を認定する制度の創設、エ.地域若者サポートステーションの安定的な事業運営となっていることから、ハローワークなどと連携をはかること。事業の周知はもとより、経済・業界団体への要請に加えて、会員となっていない企業にも発信し、宣言企業を増やすとともに、「若者雇用促進法」を浸透させ、新卒者を含む若者の雇用・就労環境の改善に努めること。

[青少年雇用情報]

分類	情報提供項目の例
①募集・採用に関する情報	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数等
②企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・所得者数(男女別)
	役員および管理的地位にある者に占める女性割合等
③職業能力の開発・向上に関する状況	研修の有無および内容
	自己啓発支援の有無および内容(※教育訓練休暇制度等にかかる情報を含む)
	メンター制度の有無
	キャリア・コンサルティング制度の有無および内容
	社内検定等の制度の有無および内容等

※ 注：法律としては、学生等から求めがあった場合には、①～③の分類ごとに1つ以上の情報提供が義務づけられる。

※ 出所：厚生労働省「第67回労働政策審議会職業安定分科会資料」より連合が作成

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、市内外の若者をはじめとする求職者に求人情報のみならず市内企業や苫小牧で働く魅力を広く周知し、企業の人材確保を支援する就職マッチングサイトを今年3月に開設します。

また、ハローワークが主催する企業面接会「新規高卒者就職促進会」を合同で実施するほか、業界団体と市内高等学校との意見交換会を開催するなど、新卒者の地元就職促進を図っているところです。

今後、様々な雇用対策を進めていくほか、市及び国が実施する制度の周知を図るため、ハローワーク等と連携してまいります。

- ② 若者の早期離職理由の多くが職場環境の問題に起因している。道内の高卒3年以内の離職率は44.8(前年46.9)%と高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、労働法教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、離職防止等処遇改善事業を実施し、市内事業所を対象としたセミナーの開催など、若年者等の職場定着に向けた支援を行っております。

また、採用後のミスマッチの解消などを図るため、若者人材育成事業、就業チャレンジ支援事業を実施しており、今後も若者の職場定着に向けた支援を継続してまいります。

- (3) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 「地方公務員法・地方自治法の一部改正」の2020年4月施行にむけ、2019年度に募集活動を行うためには、関係条例規則等の制度を確定し、議会審議を行う必要があることから、貴市において早急に着手し、制度確立のための十分な検討期間を確保すること。制度の設計にあたっては、労使交渉・合意に基づき決定すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

2020年4月の施行に向け、既に本市で任用する非常勤職員の任用実態の把握を行った上で、地方公務員法等の改正に伴う制度設計に着手しております。この制度設計に

当たっては、できるだけ早期に検討を進め、必要な手続を経た上で決定してまいります。

- ② 法改正の主旨を踏まえ、現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引き下げにつながる見直しを行わないこと）。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

現在の臨時・非常勤職員の労働条件に配慮した上で、他の職員との権衡を踏まえ、適切な制度設計を検討してまいります。

- ③ 正規職員との職務内容・勤務時間に応じ、均衡・権衡をはかること。なお、制度移行にあたっては、類似する職務の正規職員に適用される給料表を基本とし、前歴換算を行ったうえで賃金を決定すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

正規職員の給与体系との均衡を考慮した上で、道や他都市の動向等も踏まえ対応していきます。

- ④ 支給できるとされた手当については、すべて支給すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

均衡の原則に基づき、道や他都市の動向等を踏まえ対応していきます。

- ⑤ 短時間勤務の会計年度任用職員の報酬については、手当を含めた時間比例とすること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

非常勤職員の短時間職員の報酬算定については、再任用短時間勤務職員等との均衡を考慮した上で対応していきます。

- ⑥ 休暇制度について、その種類、期間、賃金保障など正規職員との均衡待遇をはかること。また、その他の労働条件についても同様の対応をはかること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

国の制度や他の自治体等の動向も踏まえた上で、適切な制度設計を検討してまいります。

- ⑦ 会計年度任用職員制度への移行によって必要となる財源については、新たな財源として確保すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

会計年度任用職員制度の趣旨に沿って適正に対応してまいります。

(4) 外国人労働者向けの相談窓口の設置

入管難民法改正案が可決・成立し2019年4月1日より施行され、今後、外国人労働者の増加が予想される。外国人技能実習生を含めた出身地の言語で対応できる相談窓口の設置をすること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課、総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

改正入管法が本年4月1日に施行され、各自治体は生活相談や苦情対応、行政手続きの情報提供など、幅広い分野で受入態勢を整えることが求められることとなりますが、現段階におきましては、既存の組織の中で可能な限り対応してまいりたいと考えており、国における新たな制度の詳細についての議論を見極めながら、市としての対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

## 2. 地域公共交通の維持・確保

### (1) 地域公共交通施策の推進に向けた庁内体制の構築

地域公共交通の維持・確保にむけて、交通政策に関する専任部署・職員の配置及び充実をはかるとともに、保健福祉・教育・観光担当部局等と連携した庁内横断的な推進体制を構築すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通については、利用者の減少や乗務員不足など様々な課題があり、将来に向けた持続可能な対策を検討する組織として、交通政策に関する専任部署を配置しております。

また、保健福祉や教育、観光部局等、課題解決に向けた庁内協力体制については、必要に応じて連携を図るなど適切に対応してまいります。

### (2) まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進

「交通政策基本法」の基本理念に基づき、まちづくりと一体となった地域公共交通施策を推進するため、改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえ、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通施策の推進として、平成 31 年度から地域公共交通網形成計画の策定について着手を予定しております。

策定に際しては、まちづくりとの連携や面的な公共交通ネットワークの再構築など、将来に向けた持続可能な公共交通の仕組みづくりについて配慮してまいります。

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と地域福祉の推進、災害への対応

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の充実

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護の連携推進、認知症初期集中支援チームなど認知症施策の推進、生活支援体制の整備など、包括的支援事業を推進する。そのため地域包括支援センターの体制と機能強化をはかるとともに、胆振総合振興局・保健所、関係市町村、医師会、医療機関、地域住民等との協力・連携により事業を推進するネットワークづくりに取り組む。

**【回答】**（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、医療や介護、地域住民や他自治体等の多様な関係者と協働し、苫小牧市における包括的支援事業に取り組んでまいります。

- ② 「新しい総合事業」については、利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。

**【回答】**（福祉部介護福祉課 担当）

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応し、高齢者ができるだけ介護を必要としない生活を続けられるよう多様なサービスの展開を図ってまいります。

また、必要に応じて事業所の運営状況を確認しながらサービスの質の維持に努めてまいります。

- ③ 2018年10月1日より、訪問介護（生活援助中心型）の頻回訪問が位置付けられたケアプランは、市町村への届け出が義務化され、そのケアプランは、地域ケア会議等において多職種の視点をもって検証することとされた。「訪問介護生活援助サービス」については、訪問回数のみで判断することなく、利用者の実情に応じて必要なサービスが提供されるようにすること。

**【回答】**（福祉部介護福祉課 担当）

今回の見直しは、利用者は様々な事情を抱えている場合もあることを踏まえ、一定回数以上になったことをもってサービス利用を制限するものではなく、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的として取り組んでまいります。

#### (2) 地域福祉の推進

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを横断的

に連携し、総合的に推進するため、働く者や地域住民、関係団体等の意見を十分反映して市町村地域福祉計画を策定ないし改定すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

地域福祉計画については、高齢者、障がい者、児童など福祉分野を含めた関連計画と調和を図るとともに、上位計画として位置付けることとされております。

次期計画につきましては、法の趣旨を踏まえ、市民アンケートを実施するなど、市民の意見を十分お聞きした上で、2021年度策定に向けて取り組んでまいります。

- ② 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づく「居住支援協議会」を設置し、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

「居住支援協議会」の設置につきましては、北海道のほか道内市町村、事業者団体、居住支援団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、消費者関係団体により構成される北海道居住支援協議会に構成員として参画しております。

今後も、居住支援の推進や居住支援体制の整備促進に向けて、関係部局と連携し、取組を進めていきたいと考えております。

### (3) 災害時における支援体制の整備

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する（要配慮者）被災者は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、平時から福祉避難所の設置や専門的支援を準備すること。また、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者施設に対して、避難確保計画の策定や訓練を実施するよう支援すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

本市では、国内で近年発生している大規模災害や本市で発生した風水害時における避難所運営での教訓をもとに、避難所運営マニュアルを平成28年4月に策定しており、職員研修や出前講座等での図上訓練、避難所運営訓練・福祉避難所の開設訓練等の実動訓練を通じて、マニュアル等の実効性を高めるとともに避難生活環境の質の向上に努めているところでございます。

また、要配慮者施設における避難確保計画の策定等に伴う支援につきましては、引き続き計画策定に関する個別相談や助言等の支援を行うとともに苫小牧市総合防災訓練など市や北海道が主催する訓練への参加を促し、各施設の防災力向上を図ってまいります。



- ② 作成した避難行動要支援者名簿を有効かつ適切に活用し、発災時等における確実な情報伝達や避難支援、安否確認を実施できる体制を整えるとともに、避難支援関係者と連携して個別計画（避難支援プラン）の策定を進めること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難行動要支援者支援制度につきましては、地域ぐるみで支え合う体制を構築することが重要であり、制度推進に当たっては地域の皆様の御協力が欠かせないものとなっております。このため平常時からの声かけや見守りなどの取組について、町内会や自主防災組織と連携しながら支援体制の構築を進めてまいります。

#### 4. 自治体財政の確立

2020 年度の地方一般財源総額については、夏頃に政府がまとめる「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針）で方向性が示されることが見込まれるが、現在、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円とあわせて必要な財源の安定的な確保に向けて、地方三団体を通じて国へ働きかけを強めること。

【回答】（財政部財政課 担当）

平成 31 年度の地方の一般財源総額については、前年度を上回る規模となり、「まち・ひと・しごと創生事業費」も前年度と同額が確保されたところですが、安定的な地方財政運営に資するための必要財源の確保について、今後も全国市長会等を通じて国に要望してまいります。